

さいたま市生活環境の保全に関する条例

土壌環境及び地下水質の保全（第5章第4節関係）

特定有害物質

次に掲げる物質をいう。

- 1 カドミウム及びその化合物
- 2 シアン化合物
- 3 有機^{りん}燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る）
- 4 鉛及びその化合物
- 5 六価クロム化合物
- 6 砒^び素及びその化合物
- 7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- 8 ポリ塩化ビフェニル
- 9 トリクロロエチレン
- 10 テトラクロロエチレン
- 11 ジクロロメタン
- 12 四塩化炭素
- 13 1, 2-ジクロロエタン
- 14 1, 1-ジクロロエチレン
- 15 シス-1, 2-ジクロロエチレン
- 16 1, 1, 1-トリクロロエタン
- 17 1, 1, 2-トリクロロエタン
- 18 1, 3-ジクロロプロペン
- 19 テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
- 20 2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）
- 21 S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
- 22 ベンゼン
- 23 セレン及びその化合物
- 24 ほう素及びその化合物
- 25 ふっ素及びその化合物
- 26 クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）